官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（六六）　二

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（六七）　二

〔府　令〕

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**二〇）　三

〔省　令〕

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**一五）　三

○国債の発行等に関する省令及び政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令（**財務**一〇）　四三

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　四四

○食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（**同**二）　四五

○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・農林水産**二）　四六

○農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**農林水産**一〇）　四九

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**一）　五〇

○車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**一八）　五一

○道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一九）　五三

〔告　示〕

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一八）　五五

○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**同**一九）　五六

○電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件の一部を改正する件（**総務**八三）　五九

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**八四）　五九

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**八五）　六〇

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**八六）　六〇

○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針の一部を改正する件（**総務・財務・文部科学・厚生労働**一）　六二

○健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（**厚生労働**六四）　六四

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**四七一）　六九

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**二〇二、二〇三）　七四

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一一三～一二一）　七七

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一三）　七七

○道路に関する件（**四国地方整備局**二一、二二）　七八

○都市計画に関する件（**同**二三）　七八

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**三六）　七八

○道路に関する件（**同**三七、三八）　七八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

（福島労働局最低工賃公示一）

本号で公布された法令のあらまし

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第六六号）（法務省）

1　本庄区検察庁、東金区検察庁、笠間区検察庁、古河区検察庁、群馬富岡区検察庁、熱海区検察庁、大阪池田区検察庁、茨木区検察庁、東大阪区検察庁、枚方区検察庁、富田林区検察庁、加古川区検察庁、右京区検察庁、宇治区検察庁、甲賀区検察庁、春日井区検察庁、新城区検察庁、小林区検察庁及び湯沢区検察庁の位置を改正することとした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第六七号）（文部科学省）

1　小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和七年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十六号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表本庄簡易裁判所の項中「本庄市」を「熊谷市」に改め、同表東金簡易裁判所の項中「東金市」を「匝瑳市」に改め、同表笠間簡易裁判所の項中「笠間市」を「水戸市」に改め、同表古河簡易裁判所の項中「古河市」を「下妻市」に改め、同表群馬富岡簡易裁判所の項中「富岡市」を「高崎市」に改め、同表熱海簡易裁判所の項中「熱海市」を「沼津市」に改め、同表大阪池田簡易裁判所の項中「池田市」を「大阪市」に改め、同表茨木簡易裁判所の項中「茨木市」を「大阪市」に改め、同表東大阪簡易裁判所の項中「東大阪市」を「大阪市」に改め、同表枚方簡易裁判所の項中「枚方市」を「大阪市」に改め、同表富田林簡易裁判所の項中「富田林市」を「羽曳野市」に改め、同表右京簡易裁判所の項中「京都市右京区」を「京都市上京区」に改め、同表宇治簡易裁判所の項中「宇治市」を「京都市上京区」に改め、同表加古川簡易裁判所の項中「加古川市」を「姫路市」に改め、同表甲賀簡易裁判所の項中「甲賀市」を「大津市」に改め、同表春日井簡易裁判所の項中「春日井市」を「名古屋市」に改め、同表新城簡易裁判所の項中「新城市」を「豊橋市」に改め、同表小林簡易裁判所の項中「小林市」を「都城市」に改め、同表湯沢簡易裁判所の項中「湯沢市」を「横手市」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十七号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「六十五分の四」を「百三十分の九」に改め、同項第三号中「四十五分の二」を「二十分の一」に改め、同項第四号中「十五分の二」を「二十分の三」に改め、同条第七項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「四十五分の二」を「二十分の一」に改め、同項第三号中「十五分の二」を「二十分の三」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第二十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一編　［略］ 第二編　財務諸表 ［第一章・第二章　略］ 第三章　損益計算書 ［第一節～第六節　略］ 第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の三） ［第四章～第七章　略］ ［第三編～第六編　略］ 附則 （リースに関する注記）	目次 第一編　［同上］ 第二編　［同上］ ［第一章・第二章　同上］ 第三章　［同上］ ［第一節～第六節　同上］ 第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二） ［第四章～第七章　同上］ ［第三編～第六編　同上］ 附則 （リース取引に関する注記）
第八条の六　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条	**第八条の六**　ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるも

の二第一項において同じ。）である場合　次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該

イからハまでに定める事項

イ　会計方針に関する情報　次に掲げる会計処理を行つた場合には、その旨及び当該会計処理の内容

(1)　リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理

(2)　指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理

(3)　借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ　リース特有の取引に関する情報　次に掲げる事項

(1)　次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

(i)　使用権資産（借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額

(ii)　イ(2)に掲げる会計処理を行つた場合には、当該会計処理を行つたリースに係るリース負債が含まれる科目及び当該リース負債の金額

(iii)　イ(3)に掲げる会計処理を行つた場合であつて、かつ、権利金等の減価償却を行わなかつたときは、償却していない旧借地権（借地借家法（平成三年法律第九十号）附則第二条の規定による廃止前の借地法（大正十年法律第四十九号）の規定により設定された借地権をいう。(iii)において同じ。）の設定に係る権利金等又は普通借地権（定期借地権（借地借家法第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定の適用を受けるものをいう。）以外の借地権（旧借地権を除く。）をいう。）の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額

(2)　次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める事項（損益計算書において区分して表示していないものに限る。）

(i)　短期リース（リース開始日において、借手のリース期間が十二月以内であり、購入オプションを含まないリースをいう。）について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたつて費用として計上する場合　当該短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額（借手のリース期間が一月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る費用の発生額を除く。）

(ii)　借手の変動リース料をリース負債に含めない場合　当該変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額

(3)　セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

(i)　セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

のをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ　当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ　リース資産の減価償却の方法

二　財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ　当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ　当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2　当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

4　前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ii) 資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取引として会計処理を行つた場合　当該会計処理を行つた資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額

(iii) (ii)の会計処理以外の会計処理を行つた場合　当該セール・アンド・リースバック取引の主要な条件

(4) サブリース取引（原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引をいう。(4)において同じ。）については、次の

(i) から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

(i) 使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(ii) ヘッドリース（サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。）における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区分して表示していない場合　当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額

(iii) 転リース取引（サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。）に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であつて、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合　当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。）

(2) 使用権資産の増加額

(3) 使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

二 財務諸表提出会社がファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴つて生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次のイ又はロに掲げる情報の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ リース特有の取引に関する情報　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) リース債権及びリース投資資産に関して、貸借対照表において次の(i)又は(ii)に掲げる事項を区分して表示していない場合　次に掲げる事項

(i) リース債権について、リース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。イ(1)並びにロ(3)及び(4)において同じ。）部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）及び受取利息相当額

(ii) リース投資資産について、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）並びに受取利息相当額

(2) リース債権及びリース投資資産に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1) リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(2) リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(3) リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

(4) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

三　財務諸表提出会社がオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合には、当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に係る貸借対照表日後五年内における一年ごとの受取予定額及び貸借対照表日後五年超の受取予定額

2　前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

3　第一項第一号ロ及びハ、第二号並びに第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該事項の記載を省略することができる。

4　第一項第一号イに掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

5　第一項第一号ロ(1)(i)に掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。

6　第一項第一号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。

7　第一項第二号イ(1)に掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号イ(1)(i)及び(ii)を合算して注記することができる。

8　第一項第二号ロに掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

［(1)～(3)　略］

［ハ・ニ　略］

［2～8　略］

9　社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10　［略］

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

2　前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3　第一項第二号の賃貸等不動産の貸借対照表計上額について、貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

4　前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　［同上］

一　［同上］

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

［ハ・ニ　同上］

［2～8　同上］

9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10　［同上］

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十六条の二　所有権移転ファイナンス・リース（契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース（所有権移転ファイナンス・リース以外のファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条　［略］

［2～4　略］

5　第一項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第四号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第五号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二条　次に掲げる資産（第一号から第八号までに掲げる資産にあつては、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

［一～七　略］

八　使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　略］

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条　有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～七　略］

八　使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　略］

第十六条の二　所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（有形固定資産の範囲）

第二十二条　次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

［一～七　同上］

八　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　同上］

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条　［同上］

［一～七　同上］

八　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　同上］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2　［略］

（無形固定資産の範囲）

第二十七条　次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

［一～十一　略］

十二　使用権資産（対応する原資産が第二号から第七号まで、第九号から前号まで及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

［十三・十四　略］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～九　略］

十　使用権資産（対応する原資産が第二号から第六号まで、第八号、前号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

［十一・十二　略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第一号、第七号、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

［一～五　略］

六　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

七　［略］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2　［同上］

（無形固定資産の範囲）

第二十七条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

［十三・十四　同上］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　［同上］

［一～九　同上］

十　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

［十一・十二　同上］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　［号を加える。］

［同上］

第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～十三　略］

十四　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

十五　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第十四号に掲げる項目に属する資産については、同項第十五号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

第三十三条　第三十二条第一項第十五号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二　リース負債のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～十四　略］

［2～5　略］

6　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

第五十一条の二　リース負債のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～十　略］

［2・3　略］

第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

十四　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

第三十三条　第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～十四　同上］

［2～5　同上］

［項を加える。］

第五十一条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～十　同上］

［2・3　同上］

４　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

２　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第九十八条の三　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第三百三条の二において同じ。）

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第三百三条の二において同じ。）

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条　［略］

２　前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

［項を加える。］

［条を加える。］

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条　［同上］

２　前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第百二十二条　別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。

［一～六の二　略］

七　電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

［イ～ホ　略］

ヘ　借入金、長期未払債務、リース負債、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

ト　［略］

［八～十三　略］

第百二十五条　当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

（各資産の範囲）

第百五十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（リースに関する注記）

第二百二十条　第八条の六の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号ロ⑴及び⑷並びにハ⑶並びに第二号イ⑴、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ⑵から⑷まで、第二号イ⑵及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第二号ロ⑶及び⑷並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第三項及び第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第百二十二条　［同上］

［一～六の二　同上］

七　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

ト　［同上］

［八～十三　同上］

第百二十五条　当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

（各資産の範囲）

第百五十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（リース取引に関する注記）

第二百二十条　第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百三十九条　第八条の三十第一項（第一号及び第四号を除く。）、第二項（第一項第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、第一項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　［略］

（各資産の範囲）

第二百四十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百五十条　［略］

［2・3　略］

4　第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

5　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第四号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

6　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～八　略］

［2～4　略］

5　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百三十九条　第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　［同上］

（各資産の範囲）

第二百四十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百五十条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～八　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～七　略］

［2～4　略］

5　前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　［略］

2　［略］

3　第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第三百三条の二　第九十八条の三の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度（　年　月　日）	当事業年度（　年　月　日）
資産の部		
［略］		
固定資産		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～七　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度（　年　月　日）	当事業年度（　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		

投資その他の資産
［略］
投資不動産　×××　×××
［略］
投資不動産（純額）　×××　×××
使用権資産　×××　×××
［略］
［略］
［略］
負債の部
流動負債
［略］
リース負債　×××　×××
［略］
固定負債
［略］
リース負債　×××　×××
［略］
［略］
［略］
（記載上の注意）
［１．・２．　略］

様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度（　年　月　日）	当事業年度（　年　月　日）
資産の部		
［略］		
固定資産		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		

［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
投資不動産（純額）　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
リース債務　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
リース債務　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
（記載上の注意）
［１．・２．　同左］

様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度（　年　月　日）	当事業年度（　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		

投資その他の資産
［略］
繰延税金資産　×××　×××
使用権資産　×××　×××
［略］
［略］
［略］
負債の部
流動負債
［略］
リース負債　×××　×××
［略］
固定負債
［略］
リース負債　×××　×××
［略］
［略］
［略］
（記載上の注意）
［１．～３．　略］
４．ファイナンス・リースの貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。
［５．・６．　略］

様式第六号

【損益計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［略］		
営業外費用		
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××
［略］		
［略］		

（記載上の注意）
［略］

［同左］
［同左］
繰延税金資産　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
［同左］
リース債務　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
リース債務　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
（記載上の注意）
［１．～３．　同左］
４．ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。
［５．・６．　同左］

様式第六号

【損益計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［同左］		
営業外費用		
支払利息	×××	×××
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）
［同左］

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
［略］							
長期前払費用							
使用権資産（投資その他の資産）							
［略］							

（記載上の注意）

１．有形固定資産（第23条第１項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第28条第１項各号に掲げられている資産）、長期前払費用、使用権資産（第32条第１項第14号に掲げられている資産）及び繰延資産（第37条第１項各号に掲げられている資産）について記載すること。

［２．～11.　略］

様式第十三号

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［略］				
１年以内に返済予定のリース負債				—
［略］				
リース負債（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［略］				

（記載上の注意）

１．第49条第１項第３号に規定する短期借入金、同項第４号及び第52条第１項第４号に規定するリース負債、同項第２号及び第３号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第５号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

［２．・３．　略］

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
［同左］							
長期前払費用							
［項を加える。］							
［同左］							

（記載上の注意）

１．有形固定資産（第23条第１項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第28条第１項各号に掲げられている資産）、長期前払費用及び繰延資産（第37条第１項各号に掲げられている資産）について記載すること。

［２．～11.　同左］

様式第十三号

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［同左］				
１年以内に返済予定のリース債務				—
［同左］				
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［同左］				

（記載上の注意）

１．第49条第１項第３号に規定する短期借入金、同項第４号及び第52条第１項第４号に規定するリース債務、同項第２号及び第３号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第５号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

［２．・３．　同左］

4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。	4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
5．リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。	5．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
6．　［略］	6．　［同左］
様式第二十四号	**様式第二十四号**
【中間貸借対照表】	【中間貸借対照表】
（単位：　円）	（単位：　円）

	前事業年度（　年　月　日）	当中間会計期間（　年　月　日）
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
固定負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［略］		

	前事業年度（　年　月　日）	当中間会計期間（　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［同左］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（リースに関する注記） **第十五条の三**　財務諸表等規則第八条の六（第三項及び第四項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。 （関連当事者との取引に関する注記） **第十五条の四の二**　連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、その重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。 ［一～八　略］ 九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第三号の二並びに第二百三十五条第一項第三号及び第三号の二において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項 ［イ～ハ　略］ 十　［略］ ［2～6　略］ （金融商品に関する注記） **第十五条の五の二**　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一　［略］ 二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項 ［イ～ニ　略］ 三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項 ［(1)～(3)　略］ ［ハ・ニ　略］ ［2～8　略］	（リース取引に関する注記） **第十五条の三**　財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。 （関連当事者との取引に関する注記） **第十五条の四の二**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第二百三十五条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項 ［イ～ハ　同上］ 十　［同上］ ［2～6　同上］ （金融商品に関する注記） **第十五条の五の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項 ［イ～ニ　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項 ［(1)～(3)　同上］ ［ハ・ニ　同上］ ［2～8　同上］

9　社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

2　前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3　第一項第二号の賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

（各資産の範囲）

第二十二条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二十三条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第二号から第二号の三までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～二の三　略］

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［四～八　略］

［2～5　略］

9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（各資産の範囲）

第二十二条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二十三条　［同上］

［一～二の三　同上］

三　リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［号を加える。］

［四～八　同上］

［2～5　同上］

6　第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

8　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条　有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～三　略］

四　使用権資産（対応する原資産が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。）

［五・六　略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

4　［略］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。

一　［略］

二　使用権資産（対応する原資産が第四号に掲げるもの（財務諸表等規則第二十七条第八号に掲げるものを除く。）である場合に限る。）

［三・四　略］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。）

［五・六　同上］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

4　［同上］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　［同上］

一　［同上］

二　リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号及び第四号に掲げるものである場合に限る。）

［三・四　同上］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目に属する資産については、同項第四号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

［4・5　略］

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～四　略］

五　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

六　［略］

［2～4　略］

5　第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

6　第一項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げる項目に属する資産については、同項第六号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（流動負債の区分表示）

第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～八　略］

［2～6　略］

7　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号及び第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

［4・5　同上］

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［2～4　同上］

5　第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第三十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～八　同上］

［2～6　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第三十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース負債

［四～十　略］

［２～４　略］

５　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第五十八条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

２　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第六十七条の二　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴つて生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第二百八十六条の二において同じ。）に係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。）

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第九十条　［略］

２　前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

三　リース債務

［四～十　同上］

［２～４　同上］

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第五十八条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

［項を加える。］

［条を加える。］

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第九十条　［同上］

２　前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品（リース負債を除く。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［2～8　略］

（各資産の範囲）

第百二十八条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（リースに関する注記）

第二百八条　財務諸表等規則第八条の六（第三項及び第四項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百二十五条　第十五条の二十四第一項（第一号及び第四号を除く。）、第二項（第一項第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第一項第二号中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第三項中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［2～8　同上］

（各資産の範囲）

第百二十八条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（リース取引に関する注記）

第二百八条　財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百二十五条　第十五条の二十四（第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する第十五条の二十四第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（各資産の範囲）

第二百三十四条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百三十五条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［四～六　略］

［２・３　略］

４　第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

５　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

６　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

２　前項において準用する第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（各資産の範囲）

第二百三十四条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百三十五条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［号を加える。］

［四～六　同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第二百五十条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～七　略］

［2～4　略］

5　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～八　略］

［2～4　略］

5　前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（営業外費用の表示方法）

第二百七十五条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2　第五十八条第二項の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第二百八十六条の二　第六十七条の二の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百十条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、第八十八条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二百五十条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～七　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～八　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第二百七十五条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

［項を加える。］

［条を加える。］

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百十条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
リース債権	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
［略］		
固定資産		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		
投資その他の資産		
［略］		
繰延税金資産	×××	×××
使用権資産	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債権及びリース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
繰延税金資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

負債の部
流動負債
［略］
リース負債　×××　×××
［略］
固定負債
［略］
リース負債　×××　×××
［略］
［略］
［略］
（記載上の注意）
［１．・２．　略］

様式第五号

【連結損益計算書】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［略］		
営業外費用		
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××
［略］		
［略］		

（記載上の注意）
［略］

様式第十号

【借入金等明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［略］				
１年以内に返済予定のリース負債				―
［略］				

［同左］
［同左］
［同左］
リース債務　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
リース債務　×××　×××
［同左］
［同左］
［同左］
（記載上の注意）
［１．・２．　同左］

様式第五号

【連結損益計算書】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
支払利息	×××	×××
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）
［同左］

様式第十号

【借入金等明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［同左］				
１年以内に返済予定のリース債務				―
［同左］				

リース負債（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［略］				

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース負債、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

［２．～４．　略］

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

６．リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

７．　［略］

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		

リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［同左］				

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース債務、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

［２．～４．　同左］

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

６．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

７．　［同左］

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		

負債の部	
流動負債	
［略］	
リース負債	××××
［略］	
固定負債	
［略］	
リース負債	××××
［略］	
［略］	
［略］	
（記載上の注意）	
［略］	

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［略］		
営業外費用		
支払利息	××××	××××
リース負債に係る利息費用	××××	××××
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［略］		

［同左］	
［同左］	
［同左］	
リース債務	××××
［同左］	
［同左］	
［同左］	
リース債務	××××
［同左］	
［同左］	
［同左］	
（記載上の注意）	
［同左］	

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
支払利息		××××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［同左］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び第三項において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

４　前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第三百十条の規定を除く。）は、令和九年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項及び第三項において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則（第三百十条の規定を除く。）の規定を適用することができる。

２　前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第三百十条の改正規定に係るものを除くほか、連結財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新連結財務諸表規則第二十三条第一項及び第六項から第八項まで、第六十七条の二（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十二条、第百二十八条及び第二百三十四条において準用する新財務諸表等規則第三十一条の三の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

省　令

○総務省令第十五号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行に伴い、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日　　総務大臣　村上誠一郎

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則 （用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　報告年度　四月一日から翌年三月三十一日までをいう。 二　公表年度　四月一日から翌年三月三十一日までをいう。	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則 （用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 ［新設］

三　人工知能関連技術　人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

四　外国法人等　外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。

五　国内代表者等　国内における代表者又は国内における代理人をいう。

（発信者情報）

第二条　法第二条第十号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第十一条第二項において同じ。）

［五～十四　略］

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第八条　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める者は、同項の指定に係る特定電気通信役務を一月間に利用した者（当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者及び日本国外にあると推定される者を除く。）とする。

2　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める期間は、一年間とする。

3　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、一千万とする。

4　法第二十条第一項第一号ロの総務省令で定める期間は、一年間とする。

5　法第二十条第一項第一号ロの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、二百万とする。

6　法第二十条第一項第三号の総務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの

二　不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの

（平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の報告）

第九条　各報告年度における特定電気通信役務ごとの平均月間発信者数が九百万以上又は平均月間延べ発信者数が百八十万以上である特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務について、毎報告年度経過後一月以内に、様式第一の報告書を提出しなければならない。

（発信者情報）

第二条　法第二条第六号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

四　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

［五～十四　同上］

［新設］

［新設］

２　前項の規定にかかわらず、特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数に関し、総務大臣から要求があったときは、遅滞なく様式第一の報告書を提出しなければならない。

（平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数の推計）

第十条　法第二十条第四項の総務省令で定める合理的な方法は、次に掲げるものとする。

一　総務大臣が個人又は法人その他の団体に対し、当該者の同意を得て事実の報告を求めることにより行う特定電気通信役務の利用に関する調査の結果に基づき算出する方法

二　特定電気通信設備の記録媒体に記録され、又は特定電気通信設備の送信装置に入力された情報を電子情報処理組織を用いて収集し、又は分析する方法による調査の結果に基づき算出する方法

［新設］

（大規模特定電気通信役務提供者の届出）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第二の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　大規模特定電気通信役務提供者が法人（外国法人等を除く。）である場合　当該法人の定款（これに相当する書類を含む。）及び登記事項証明書（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

二　大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体（外国法人等を除く。）である場合　当該団体の目的、組織及び運営等を明らかにする書類、役員の名簿並びに当該役員の住民票の写し（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

三　大規模特定電気通信役務提供者が個人（外国法人等を除く。）である場合　当該個人の住民票の写し

四　大規模特定電気通信役務提供者が外国法人等である場合　当該外国法人等の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類及び当該外国法人等の国内代表者等が法人の場合にあっては当該国内代表者等の登記事項証明書、当該外国法人等の国内代表者等が個人の場合にあっては当該国内代表者等の住民票の写し

２　法第二十一条第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス（外国法人等にあっては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレスを含む。）

二　法第二十二条第一項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

三　法第二十六条第一項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

［新設］

第十二条　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　大規模特定電気通信役務提供者が法人である場合　当該変更後の当該法人の登記事項証明書

二　大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体である場合　当該変更が行われたことを証する書類

三　大規模特定電気通信役務提供者が個人である場合　当該変更後の当該個人の住民票の写し

２　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が法人であるとき　当該国内代表者等の登記事項証明書及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

二　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が個人であるとき　当該国内代表者等の住民票の写し及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

３　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

第十三条　法第二十二条第一項の申出を行うための方法は、被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない。

２　法第二十二条第一項の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

［新設］

（侵害情報調査専門員の数）

第十四条　法第二十四条第二項の総務省令で定める数は、大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、全ての大規模特定電気通信役務の種別について、大規模特定電気通信役務ごとに一人とする。

［新設］

（侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出）

第十五条　法第二十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、総務大臣に、様式第五の届出書を提出しなければならない。

２　法第二十四条第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　選任した専門員の数（法第二十四条第三項後段の場合にあっては、変更後の専門員の数）

二　選任した専門員の氏名、生年月日及び所属

三　当該者を選任した理由

［新設］

（申出者に対する通知）

第十六条　法第二十五条第一項の総務省令で定める期間は、七日とする。

［新設］

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第十七条　法第二十六条第一項の総務省令で定める一定の期間は、十四日とする。

［新設］

（措置の実施状況等の公表）

第十八条　法第二十八条の規定により公表しようとする大規模特定電気通信役務提供者は、毎公表年度経過後二月以内に、次に掲げる要件を満たす方法により、公表しなければならない。

一　インターネットを利用するものであること。

二　電子情報処理組織により判読できるものであること。

［新設］

2　法第二十八条第一号に掲げる事項は、各公表年度における申出を受け付けた件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）とする。

3　法第二十八条第二号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項の規定により同項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十五条第一項の規定により同項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　法第二十五条第一項ただし書の規定に基づき同項本文の通知をしなかった場合にあっては、その理由

四　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　法第二十五条第二項後段の規定により同項第一号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　法第二十五条第二項後段の規定により同項第二号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　法第二十五条第二項後段の規定により同項第三号に該当する旨の通知をした件数及び同号に規定するやむを得ない理由の具体的内容（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

4　法第二十八条第三号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十七条の規定により発信者に通知等の措置を講じた件数（送信防止措置の種別及び送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十七条の規定に基づき通知等の措置を講じなかった場合にあっては、その理由（送信防止措置の種別に応じて区分されたものであること。）

5　法第二十八条第四号に規定する送信防止措置の実施状況は、各公表年度における日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、日本の利用者に関する次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数及びその具体的な算定方法

二　利用者からの通報を受けて、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。以下本号から第七号まで、第九号及び第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を講じた件数及び講じなかった件数（送信防止措置を講じた理由又は講じなかった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　自ら探知して送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

四　公的機関（裁判所を除く。）から送信防止措置を講ずるよう要請があった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）
六　裁判所から送信防止措置を講ずるよう判決又は決定があった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）
七　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）
八　役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別及び当該措置を講ずることとなった経緯の別に応じて区分されたものであること。）
九　人工知能関連技術を用いて送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）
十　人工知能関連技術を用いて役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）
十一　送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数
十二　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数
十三　第十一号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて送信防止措置を撤回した件数
十四　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置を撤回した件数
十五　役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数
十六　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数
十七　第十五号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて役務提供停止措置を撤回した件数
十八　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置を撤回した件数
十九　選任した専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容
二十　送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容
二十一　送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明
二十二　法第二十六条第三項の規定に基づき、基準の変更によって送信防止措置の対象となることが明らかとなった情報の種類
二十三　法第二十六条第四項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

6　大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八条第五号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項について評価の基準を定めて行うものとする。
一　法第二十二条第一項の規定に基づき公表する申出を行うための方法
二　法第二十五条の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況
三　法第二十五条第一項第二号の理由、同条第二項第三号に規定するやむを得ない理由及び法第二十七条本文前段の理由が個別的かつ具体的なものであるかの別

四　日本の利用者に関する送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置の整備
五　法第二十六条第一項の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準の内容
六　日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況（第二号に掲げる事項を除く。）
七　大規模特定電気通信役務における、他人の権利を不当に侵害する情報、その流通が法令に違反する情報及び法第二十六条第一項の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準により送信防止措置の対象となる情報の流通状況

7　法第二十八条第六号の総務省令で定める事項は、前項に規定する評価の基準（当該基準を変更した場合は、その変更の内容及び理由を含む。）とする。

（法第三十一条第一項の総務省令で定める書類）

第十九条　法第三十一条第一項の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第二十条第一項の規定による指定又は法第三十条第二項の規定による命令　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類
二　法第二十九条の規定による報告の徴収　当該徴収の内容及び理由を記載した書類
三　法第三十条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

［新設］

（公示送達の方法）

第二十条　法第三十三条第二項の総務省令で定める方法は、官報又は新聞紙に掲載するものとする。

［新設］

（報告等の用語）

第二十一条　法第二十条第三項の報告に係る様式第一の報告書、法第二十一条第一項の届出に係る様式第二の届出書、同条第二項の届出に係る様式第四の届出書、法第二十四条第三項の届出に係る様式第五の届出書、法第二十九条の報告に係る報告書並びに第十一条第一項第四号並びに第十二条第二項第一号及び第二号に規定する様式第三の書類（次項及び第三項において「報告書等」という。）は、日本語で作成するものとする。

2　日本語で作成された報告書等を、特別の事情により、法で定める時期に提出することができない場合は、前項の規定にかかわらず、報告書等は、英語で作成するものとする。

3　前項の規定により英語で作成された報告書等を提出した場合にあっては、その提出後、遅滞なく、日本語で作成された報告書等を提出するものとする。

4　法第二十五条第一項の規定による通知、同条第二項の規定による通知及び法第二十七条の規定による通知等の措置は、日本語で実施するものとする。

5　法第二十六条第一項の基準、同条第四項の資料及び法第二十八条の事項は、日本語により表記されるものとする。

［新設］

様式第１（第９条第１項及び第２項関係）

特定電気通信役務に係る平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数について、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第20条第３項及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則第９条第１項又は第２項の規定により、報告します。

報告に係る報告年度	年　月　日から　年　月　日まで
特定電気通信役務の名称	
平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の区分	□　平均月間発信者数が900万以上1,000万以下又は平均月間延べ発信者数が180万以上200万以下（次区分に該当する場合を除く。）
	□　平均月間発信者数が1,000万超又は平均月間延べ発信者数が200万超

注１　該当する□にレ印を付けること。

２　複数の特定電気通信役務について報告する場合には、表を適宜追加すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第11条第１項関係）　［新設］

大規模特定電気通信役務提供者の届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）

住　所

（ふりがな）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）第20条第１項の規定により、大規模特定電気通信役務提供者に指定されたので、法第21条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

２　外国法人等である場合において、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所等

３　公表の方法

法第22条第１項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）	
法第26条第１項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第３（第11条第１項第４号並びに第12条第２項第１号及び第２号関係）　［新設］

権限証明書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）

住　　所

（ふりがな）

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

私は、次の者を（国内における代表者／国内における代理人）と定め、次の権限を付与したことを証します。

・　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限

郵便番号
（ふりがな）
住所
（ふりがな）
氏名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号　（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第12条関係）　［新設］

大規模特定電気通信役務提供者の氏名等変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更があったので、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）第21条第２項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	（ふりがな） （ふりがな）	
住所	郵便番号 （ふりがな） 郵便番号 （ふりがな）	
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内代表者等の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	（ふりがな） （ふりがな）	
外国法人等の国内代表者等の住所	郵便番号 （ふりがな） 郵便番号 （ふりがな）	
外国法人等の国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス		

法第22条第１項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）		
法第26条第１項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）		

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第15条第１項関係）　［新設］

侵害情報調査専門員の選任／変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第24条第１項の規定により、侵害情報調査専門員を選任／変更したので、同条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模特定電気通信役務の名称	
選任した侵害情報調査専門員の数	

侵害情報調査専門員の氏名	（ふりがな）
侵害情報調査専門員の生年月日	

侵害情報調査専門員の所属	（ふりがな）
当該者を選任した理由	

注１　複数の侵害情報調査専門員について届け出る場合には、氏名、生年月日、所属及び当該者を選任した理由の列を追加することにより届け出ること。

注２　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

○財務省令第十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令及び政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日　財務大臣　加藤　勝信

国債の発行等に関する省令及び政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

第一条　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ２　［略］ ３　入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならない。 一　第八項第一号から第三号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者 二　［略］ ［４～11　略］	（入札発行） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　第八項第一号から第三号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者 二　［同上］ ［４～11　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

第二条　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ２　［略］	（入札発行） **第五条**　［同上］ ２　［同上］

3　入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、政府短期証券の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならない。 一　第八項第一号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者 二　［略］ ［4～11　略］	3　［同上］ 一　第八項第一号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者 二　［同上］ ［4～11　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（食品廃棄物等の発生の抑制） **第三条**　食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一～四　（略） 五　未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない者に提供する活動のためにまだ食べることができる食品の提供に努めること。 六　（略） 七　食品の製造又は加工を行う食品関連事業者については、次に掲げる措置の実施に努めること。 イ　賞味期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第八号に規定する賞味期限をいう。ロにおいて同じ。）の表示方法について、年月で表示する等の工夫を行うこと。 ロ　食品の特性に応じて、製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長すること。 八　食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること。 九　（略） ２　（略） （情報の提供） **第十条**　（略） ２　食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における第三条第一項第五号の活動のために提供したまだ食べることができる食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。	（食品廃棄物等の発生の抑制） **第三条**　食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一～四　（略） （新設） 五　（略） （新設） 六　（略） ２　（略） （情報の提供） **第十条**　（略） ２　食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別記様式（第１条関係）

（略）

表１～13　（略）

表14　判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
（略）	
食品廃棄物等の発生の抑制	
（略）	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと(例：需要予測精度の向上､売り切り(販売期限の見直しを含む。))	
（略）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために当該食品の提供に努めること（例：フードバンク、福祉施設への提供）	
（略）	
賞味期限の表示方法についての工夫や賞味期限の延長を行うよう努めること	
（削る。）	
取引先の食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制を実施できるよう努めること（例：納品期限の緩和、発注の早期化）	
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
（略）	

改正前

別記様式（第１条関係）

（略）

表１～13　（略）

表14　判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
（略）	
食品廃棄物等の発生の抑制	
（略）	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例：需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。）、フードバンクや福祉施設への提供）	
（略）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
（新設）	
（略）	
（新設）	
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
フードチェーン全体での環境負荷を低減するため、サプライヤーに対して厳しい納品期限を課さないこと	
（新設）	
（略）	

情報の提供	
（略）	
未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること	
（略）	

表15　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第10条第２項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表18において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

表16　未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量

有償：　t 無償：　t

表17・18　（略）

表19　表18において「無」とした場合、その理由

［備考］

１～13　（略）

14　表18において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表３の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況、表16の量及び表17の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。

情報の提供	
（略）	
食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること	
（略）	

表15　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第10条第２項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表17において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

（新設）

表16・17　（略）

（新設）

［備考］

１～13　（略）

14　表17において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表３の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況及び表16の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・農林水産省令第二号

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第七条第五項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目） **第六十六条**　令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 （削る） 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　主務大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 （登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第二号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。 （登録外国認証機関の登録の更新に係る準用） **第六十八条**　第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十六条の規定は令第十条第四項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十六条第一号及び第二号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。	（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目） **第六十六条**　令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。 三　（略） 四　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 五　主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 （登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。 （登録外国認証機関の登録の更新に係る準用） **第六十八条**　第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十六条の規定は令第十条第四項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十六条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正前	改正後
（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目） **第十三条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 （登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目） **第十四条**　前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。	（削る）

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目） **第十三条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。 三　（略） 四　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 五　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 （登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目） **第十四条**　前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。	（旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行つた場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。
（旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行つた場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。	（旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行つた場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。

（動物用医薬品等手数料規則の一部改正）

第三条　動物用医薬品等手数料規則（平成十七年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費相当額の計算の細目） **第二条**　令第四条第一項第一号、第五条第二項第一号、第六条第二項第一号及び第三項第一号、第七条第二項第一号、第七条の二第二項第一号、第八条第二項第一号、第八条の二第二項第一号、第九条第二項第一号、第九条の三第二項第一号、第十二条第二項第一号、第十三条第二項第一号、第十三条の二第二項第一号、第十四条第二項第一号、第十四条の三第二項第一号、第十九条第一項第一号、第二十条第二項第一号、第二十一条第二項第一号及び第三項第一号、第二十二条第二項第一号、第二十三条第二項第一号、第二十四条第二項第一号、第二十四条の三第二項第一号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第二項第一号及び第三項第一号並びに第二十八条第二項第一号の旅費の額に相当する額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　審査、調査又は確認（以下「審査等」という。）のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 五　（略）	（旅費相当額の計算の細目） **第二条**　令第四条第一項第一号、第五条第二項第一号、第六条第二項第一号及び第三項第一号、第七条第二項第一号、第七条の二第二項第一号、第八条第二項第一号、第八条の二第二項第一号、第九条第二項第一号、第九条の三第二項第一号、第十二条第二項第一号、第十三条第二項第一号、第十三条の二第二項第一号、第十四条第二項第一号、第十四条の三第二項第一号、第十九条第一項第一号、第二十条第二項第一号、第二十一条第二項第一号及び第三項第一号、第二十二条第二項第一号、第二十三条第二項第一号、第二十四条第二項第一号、第二十四条の三第二項第一号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第二項第一号及び第三項第一号並びに第二十八条第二項第一号の旅費の額に相当する額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　審査、調査又は確認（以下「審査等」という。）のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 五　（略）

附　則

この省令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○農林水産省
経済産業省
国土交通省令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主務大臣） **第八条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。 （略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業　香川用水施設　（略） （略）　（略）　（略）	（主務大臣） **第八条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。 （略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業　香川用水施設緊急対策事業の対象である施設　（略） （略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第七項及び第四十七条の六第一項第一号並びに車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第二十三条の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準） **第十三条**　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　長さ　次に掲げる値以下 イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十五メートル ロ・ハ　（略） 五　（略） 様式第二 （略） 〔Ⅰ〕　（略） 〔Ⅱ〕　審査請求又は処分の取消しの訴え この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内に　に、審査請求することができる（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分があつた日の翌日から１年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に、　を代表する者は　を被告として（訴訟において　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。	（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準） **第十三条**　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　長さ　次に掲げる値以下 イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル ロ・ハ　（略） 五　（略） 様式第二 （略） 〔Ⅰ〕　（略） 〔Ⅱ〕　審査請求又は処分の取消しの訴え この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取つた日の翌日から起算して３か月以内に　に、審査請求することができる（なお、本証を受け取つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法を定めるところにより、本証を受け取つた日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に、　を被告として（訴訟において　を代表する者は　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本証を受け取つた日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分の日又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十九号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転者等台帳） **第五十一条の二十三**　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとに、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。 一～三　（略） 四　道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項 イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限 ロ・ハ　（略） 五～八　（略） ２　（略）	（運転者等台帳） **第五十一条の二十三**　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとに、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。 一～三　（略） 四　道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項 イ　運転免許証の番号及び有効期限 ロ・ハ　（略） 五～八　（略） ２　（略）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（点呼等） **第二十四条**　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一～四　（略） ２　（略） ３　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあつては、電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一・二　（略） ４～７　（略）	（点呼等） **第二十四条**　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一～四　（略） ２　（略） ３　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあつては、電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一・二　（略） ４～７　（略）

第三条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（第三項において「免許情報記録」という。）の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十一　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～三　（略）

四　運転免許証又は免許情報記録の有効期限

4・5　（略）

（登録事項の変更等の届出）

第五条　（略）

2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。

届出をすべき場合		書面	添付又は提示の別
一・二	（略）	（略）	
三	法第五条第二項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料	提示
四	（略）	（略）	
五	法第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料	提示

改正前

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十一　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～三　（略）

四　運転免許証の有効期限

4・5　（略）

（登録事項の変更等の届出）

第五条　（略）

2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。

届出をすべき場合		書面	添付又は提示の別
一・二	（略）	（略）	
三	法第五条第二項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証	提示
四	（略）	（略）	
五	法第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証	提示

（事業者乗務証の様式及び交付）

第三十条　（略）

２　（略）

３　前項の申請をする場合には、当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

（事業者乗務証の記載事項の訂正）

第三十一条　（略）

２　（略）

３　前項の申請をする場合には、事業者乗務証及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、訂正を受けようとする記載事項が運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期限に係るものであるときは、その運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

（事業者乗務証の再交付）

第三十三条　（略）

２　（略）

３　前項の申請をする場合には、当該申請に係る事業者乗務証（当該事業者乗務証を失つたときは、その事実を証する書面）及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

第一号様式（その一）中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に改める。

第一号様式（その二）、第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に改める。

第六号様式から第十号様式の三まで及び第十三号様式中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に改める。

第十四号様式及び第十五号様式中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十六号様式及び第十七号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　指定試験機関等 第一節・第二節　（略） 第五章　（略） 附則	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　指定試験機関等（第三十五条―第六十一条） 第一節・第二節　（略） 第五章　（略） 附則
（事業者乗務証の様式及び交付） **第三十条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請をする場合には、当該タクシー事業者の申請用写真を添附し、かつ、その者が受けている第二種運転免許証を提示しなければならない。 （事業者乗務証の記載事項の訂正） **第三十一条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請をする場合には、事業者乗務証及び当該タクシー事業者の申請用写真を添附し、かつ、訂正を受けようとする記載事項が運転免許証の有効期限に係るものであるときは、その運転免許証を提示しなければならない。 （事業者乗務証の再交付） **第三十三条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請をする場合には、当該申請に係る事業者乗務証（当該事業者乗務証を失つたときは、その事実を証する書面）及び当該タクシー事業者の申請用写真を添附し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。	（事業者乗務証の様式及び交付） **第三十条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請をする場合には、当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。 （事業者乗務証の記載事項の訂正） **第三十一条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請をする場合には、事業者乗務証及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、訂正を受けようとする記載事項が運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期限に係るものであるときは、その運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。 （事業者乗務証の再交付） **第三十三条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請をする場合には、当該申請に係る事業者乗務証（当該事業者乗務証を失つたときは、その事実を証する書面）及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十　（略）

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第一号様式（その一）、第一号様式（その二）、第二号様式、第四号様式から第十号様式の三まで及び第十三号様式から第十七号様式までによる申請書、証明書その他の文書は、第三条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

告　示

○金融庁告示第十八号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十四日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後			改正前		
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。			財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。		
号	数	表題	号	数	表題
[略]			[同左]		
[項を削る。]			企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準	
[略]			[同左]		

別表

別表

企業会計基準第34号	リースに関する会計基準	［項を加える。］
企業会計基準第35号	「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正	［項を加える。］
企業会計基準第36号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第十九号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十四日　　金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（一般に公正妥当な企業会計の基準） **第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。	（一般に公正妥当な企業会計の基準） **第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。
別表一（第一条関係）	**別表一**（第一条関係）

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第34号	リースに関する会計基準
企業会計基準第35号	「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第36号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その２）

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
［同左］	

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第八十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十五条の七の五第三号の規定に基づき、令和五年総務省告示第百八十三号（電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十四日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。 一　光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるＩＰ電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供される電話の役務をいい、ＦＴＴＨアクセスサービスス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するものをいう。）と一体として提供されるもの及び電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。） ［二　略］	電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。 一　光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるＩＰ電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいい、電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。） ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第八十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第八号第一号３(10)は令和四年度分の固定資産税から適用する。

令和七年三月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 １　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両 所有者　／　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事 ［(　1)～(　51)　略］ (　52)　株式会社ＪＲ東海交通事業（城北線を走行するものに限る。）　／　同 ［(　53)～(　81)　略］ ［２　略］ ３　次に掲げる登録記号の航空機 登録記号　／　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事 ［(　1)～(　8)　略］ (　9)　ＪＡ２０１Ｄ　／　沖縄県知事 (　10)　ＪＡ２０２Ｄ　／　同	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 １　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両 所有者　／　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事 ［(　1)～(　51)　同左］ (　52)　株式会社東海交通事業（城北線を走行するものに限る。）　／　同 ［(　53)～(　81)　同左］ ［２　同左］ ３　次に掲げる登録記号の航空機 登録記号　／　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事 ［(　1)～(　8)　同左］ ［新設］ ［新設］

改正後	改正前
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 ［１　略］ ２　次に掲げる登録記号の航空機 登　録　記　号 ［(　1)～(　59)　略］ (　60)　ＪＡ０８ＷＪ (　61)～(　224)　［略］ (　225)　ＪＡ２９ＭＣ (　226)～(　294)　［略］ (　295)　ＪＡ６０５Ａ (　296)・(　297)　［略］ (　298)　ＪＡ６０７Ａ (　299)～(　634)　［略］ ［削る］	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 ［１　同左］ ２　次に掲げる登録記号の航空機 登　録　記　号 ［(　1)～(　59)　同左］ ［新設］ (　60)～(　223)　［同左］ ［新設］ (　224)～(　292)　［同左］ ［新設］ (　293)・(　294)　［同左］ ［新設］ (　295)～(　630)　［同左］ (　631)　ＪＡ９８５Ａ

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年度分の固定資産税から適用する。

令和七年三月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶 船舶番号　船舶名　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事 ［(　1)～(　79)　略］ ［削る］ (　80)～(　164)　［略］ ［削る］ (　165)～(　188)　［略］	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶 船舶番号　船舶名　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事 ［(　1)～(　79)　同左］ (　80)　137046　第二しょうどしま丸　同 (　81)～(　165)　［同左］ (　166)　132064　第八太海丸　同 (　167)～(　190)　［同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶 船舶番号　船舶名 ［(　1)～(　10)　略］	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶 船舶番号　船舶名 ［(　1)～(　10)　同左］

［削る］
（　11）　［略］
（　12）　293―42899　第七十八ひなた丸
［（　13）　略］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
（　14）～（　17）　［略］
［削る］
（　18）～（　35）　［略］
［削る］
（　36）～（　64）　［略］
（　65）　132064　第八太海丸
（　66）～（　98）　［略］
（　99）　133193　協同三号
（　100）～（　168）　［略］
［削る］
（　169）～（　292）　［略］
（　293）　137046　第二しようどしま丸
（　294）～（　301）　［略］
［削る］
（　302）～（　332）　［略］
［削る］
（　333）～（　544）　［略］
（　545）　141159　ＳＪ　ＣＯＲＡＬ
（　546）～（　657）　［略］
［削る］
（　658）～（　735）　［略］
［削る］
（　736）～（　782）　［略］
（　783）　142127　ＣＯＲＯＮＡ　ＳＰＬＥＮＤＯＲ
（　784）～（　835）　［略］
［削る］
（　836）～（　887）　［略］
［削る］
（　888）～（　979）　［略］
（　980）　142755　ガンツウ

（　11）　291―32928　第十五開榮丸
（　12）　［同左］
［新設］
［（　13）　同左］
（　14）　57　第５７くまの号
（　15）　59　第５９くまの号
（　16）　65　第６５くまの号
（　17）　66　第６６くまの号
（　18）～（　21）　［同左］
（　22）　72　第７２くまの号
（　23）～（　40）　［同左］
（　41）　32928　第８開榮号
（　42）～（　70）　［同左］
［新設］
（　71）～（　103）　［同左］
［新設］
（　104）～（　172）　［同左］
（　173）　135201　第一松丸
（　174）～（　297）　［同左］
［新設］
（　298）～（　305）　［同左］
（　306）　137103　第二十一浪速丸
（　307）～（　337）　［同左］
（　338）　140111　ひたち丸
（　339）～（　550）　［同左］
［新設］
（　551）～（　662）　［同左］
（　663）　141693　有和
（　664）～（　741）　［同左］
（　742）　141973　大成丸
（　743）～（　789）　［同左］
［新設］
（　790）～（　841）　［同左］
（　842）　142281　ＢＵＣＣＯＯ　ＲＥＥＦ
（　843）～（　894）　［同左］
（　895）　142435　ＥＲＩＤＡＮＵＳ　ＬＥＡＤＥＲ
（　896）～（　987）　［同左］
［新設］

(　981)～(1513)	［略］		(　988)～(1520)	［同左］
(1514)	144546	Ｐｏｗｅｒ　ｏｆ　Ｃｈａｎｇｅ	［新設］	
(1515)～(1527)	［略］		(1521)～(1533)	［同左］
(1528)	144608	はやぶさⅢ	［新設］	
(1529)～(1544)	［略］		(1534)～(1549)	［同左］
(1545)	144658	希絆	［新設］	
(1546)～(1549)	［略］		(1550)～(1553)	［同左］
(1550)	144676	さんふらわあ　かむい	［新設］	
(1551)～(1571)	［略］		(1554)～(1574)	［同左］
［削る］			(1575)	144782　第八勢龍丸
(1572)～(1574)	［略］		(1576)～(1578)	［同左］
(1575)	144801	第一めた丸	［新設］	
(1576)	144806	佑しょう丸	［新設］	
(1577)	［略］		(1579)	［同左］
(1578)	144818	ＳＩＲＩＵＳ	［新設］	
(1579)～(1581)	［略］		(1580)～(1582)	［同左］
(1582)	144847	かご	［新設］	
［(1583)～(1590)　略］			［(1583)～(1590)　同左］	
(1591)	990016	第七十八ひなた号	［新設］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第八十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（以下「改正後告示」という。）第一号11(10)は令和二年度分の固定資産税から、改正後告示第一号3(116)及び第二号4(4)は令和五年度分の固定資産税から、改正後告示第二号5(13)は令和六年度分の固定資産税からそれぞれ適用する。

令和七年三月二十四日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	３　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産
所　有　者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所　有　者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　15)　略］	［(　1)～(　15)　同左］

（　16）　石狩グリーンエナジー株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に限る。）	同
（　17）～（　39）　［略］	
（　40）　ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社（ＪＲＥ能代三種太陽光発電所に係るものに限る。）	同
（　41）～（　57）　［略］	
（　58）　東北エコパワーステーション合同会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。）	同
（　59）　東京発電株式会社（里川発電所及び石岡第一発電所に係るものに限る。）	茨城県知事
（　60）・（　61）　［略］	
（　62）　ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社	同
（　63）・（　64）　［略］	
（　65）　エムエル・パワー株式会社（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
（　66）～（　71）　［略］	
（　72）　株式会社カーリット（群馬県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	群馬県知事
（　73）～（115）　［略］	
（116）　合同会社ユーラス上勝神山風力（電気事業に係るものに限る。）	同
（117）～（144）　［略］	

［４・５　略］

6　次に掲げる者が所有する天然ガスの採取及び輸送の用に供する償却資産

所　有　者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［（　1）～（　13）　略］	
（　14）　ＥＮＥＯＳ　Ｘｐｌｏｒａ株式会社（中条油業所に係るものに限る。）	新潟県知事
［（　15）～（　20）　略］	

［７～10　略］

11　次に掲げる者が所有する償却資産

所　有　者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［（　1）～（　9）　略］	

［新設］

（　16）～（　38）　［同左］	
（　39）　ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（ＪＲＥ能代三種太陽光発電所に係るものに限る。）	同
（　40）～（　56）　［同左］	
［新設］	
（　57）　東京発電株式会社（里川発電所、石岡第一発電所及び横川発電所に係るものに限る。）	茨城県知事
（　58）・（　59）　［同左］	
（　60）　ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	同
（　61）・（　62）　［同左］	
（　63）　ソーラーリスト合同会社（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
（　64）～（　69）　［同左］	
（　70）　日本カーリット株式会社（群馬県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	群馬県知事
（　71）～（113）　［同左］	
（114）　株式会社ユーラス上勝神山風力（電気事業に係るものに限る。）	同
（115）～（142）　［同左］	

［４・５　同左］

6　次に掲げる者が所有する天然ガスの採取及び輸送の用に供する償却資産

所　有　者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［（　1）～（　13）　同左］	
（　14）　ＪＸ石油開発株式会社（中条油業所に係るものに限る。）	新潟県知事
［（　15）～（　20）　同左］	

［７～10　同左］

11　次に掲げる者が所有する償却資産

所　有　者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［（　1）～（　9）　同左］	

（　10）　株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ及び日本放送協会（岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
（　11）～（　65）　［略］	
（　66）　スターキャット株式会社（愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同
（　67）～（115）　［略］	
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	
［１・２　略］	
３　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	
所　有　者	
［（　1）～（　29）　略］	
（　30）　合同会社ユーラス天明太陽光（太陽光発電設備に係るものに限る。）	
［（　31）～（　34）　略］	
４　次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産	
所　有　者	
［（　1）～（　3）　略］	
（　4）　株式会社西武リアルティソリューションズ（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	
［（　5）・（　6）　略］	
５　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産	
所　有　者	
［（　1）～（　12）　略］	
（　13）　株式会社ＨＮＥＴＯＭ	
［（　14）～（　19）　略］	
［６～８　略］	

［新設］	
（　10）～（　64）　［同左］	
（　65）　スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同
（　66）～（114）　［同左］	
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	
［１・２　同左］	
３　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	
所　有　者	
［（　1）～（　29）　同左］	
（　30）　株式会社ユーラス天明太陽光（太陽光発電設備に係るものに限る。）	
［（　31）～（　34）　同左］	
４　次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産	
所　有　者	
［（　1）～（　3）　同左］	
（　4）　株式会社西部リアルティソリューションズ（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	
［（　5）・（　6）　同左］	
５　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産	
所　有　者	
［（　1）～（　12）　同左］	
（　13）　株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	
［（　14）～（　19）　略］	
［６～８　同左］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、告示第一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の四第一項及び第三項の規定に基づき、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成二十六年総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用することとしたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年三月二十四日

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤勝信
文部科学大臣　阿部俊子
厚生労働大臣　福岡資麿

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第一　積立金の管理及び運用に関する基本的な方針	第一　積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
一　（略）	一　（略）
二　積立金の運用は、法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）及び積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。	二　積立金の運用は、厚生年金保険事業の財政上の諸前提（法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成する際に用いられる厚生年金保険事業の財政上の諸前提をいう。以下同じ。）を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。
第二　積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項	第二　積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
一　（略）	一　（略）
二　モデルポートフォリオは、財政の現況及び見通し及び積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、積立金の実質的な運用利回り1.9％を長期的に確保する構成とすること。	二　モデルポートフォリオは、厚生年金保険事業の財政上の諸前提と整合性をもつ積立金の実質的な運用利回りとして、財政の現況及び見通しを作成する際に積立金の運用利回りとして示される積立金の実質的な運用利回りを長期的に確保する構成とすること。
三　（略）	三　（略）
四　管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの中心値範囲の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。	四　管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。
五　（略）	五　（略）
第三　積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項	第三　積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項
一～六　（略）	一～六　（略）
七　管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ＥＳＧ要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針を策定し、公表した上で、必要な取組を行うこと。	七　管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針の策定及び公表についても検討を行うこと。
八・九　（略）	八・九　（略）
十　管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。	十　管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定機能及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

十一　（略）

十二　管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

十三　管理運用主体は、アセットオーナー・プリンシプル（令和六年八月二十八日内閣官房新しい資本主義実現本部事務局策定）を踏まえ、アセットオーナーとしての責任を果たすために必要な取組を行うこと。

十一　（略）

十二　管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

（新設）

○厚生労働省告示第六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条　健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

一　健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	一食につき五百十円
規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者	一食につき二百四十円
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令	

改正前

一　健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	一食につき四百九十円
規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者	一食につき二百三十円
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令	

第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一食につき百九十円
（略）	（略）	（略）
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの		一食につき三百円

二　健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分		額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
（略）		（略）

第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一食につき百八十円
（略）	（略）	（略）
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの		一食につき二百八十円

二　健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分		額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額
（略）		（略）

規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額	一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額	一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額	一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額
	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき三百七十円と一食につき百九十円との合計額	一日につき三百七十円と一食につき百八十円との合計額
（略）		（略）	（略）
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの		一日につき零円と一食につき三百円との合計額	一日につき零円と一食につき二百八十円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百四十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百三十円との合計額
	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき百九十円との合計額	一日につき零円と一食につき百八十円との合計額
（略）		（略）	（略）

三・四　（略）

三・四　（略）

（後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第二条　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
一　後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。		一　後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	
区分	額	区分	額
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	一食につき五百十円	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	一食につき四百九十円

規則第三十五条第一号に該当する者	次欄に掲げる者以外の者	一食につき二百四十円	一食につき百九十円
	被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの		
（略）		（略）	
規則第三十五条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの		一食につき三百円	

規則第三十五条第一号に該当する者	次欄に掲げる者以外の者	一食につき二百三十円	一食につき百八十円
	被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの		
（略）		（略）	
規則第三十五条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの		一食につき二百八十円	

二　後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
（略）		（略）
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
	入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき三百七十円と一食につき百九十円との合計額
（略）		（略）

二　後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

区分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額
（略）		（略）
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額
	入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき三百七十円と一食につき百八十円との合計額
（略）		（略）

規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの		一日につき零円と一食につき三百円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき零円と一食につき二百四十円との合計額
	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき零円と一食につき百九十円との合計額
（略）		（略）

規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの		一日につき零円と一食につき二百八十円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	一日につき零円と一食につき二百三十円との合計額
	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき零円と一食につき百八十円との合計額
（略）		（略）

附　則

（適用期日）

１　この告示は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき令和五年十二月二十八日農林水産省告示第二千二十号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改　正　後

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和６年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和６年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,757.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9

改　正　前

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和６年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和６年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,757.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	97.4

青森県	317.2
岩手県	82.7
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.7
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.0
東京都	9.9
神奈川県	52.0
新潟県	134.6
富山県	123.0
石川県	86.2
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.6
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.8
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	140.4

青森県	322.7
岩手県	82.7
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.7
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.0
東京都	9.9
神奈川県	52.0
新潟県	131.6
富山県	123.0
石川県	111.1
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	26.1
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.8
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	124.9

徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.8
熊本県	17.5
大分県	4.4
宮崎県	25.8
鹿児島県	25.9
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,516.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2

徳島県	23.1
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	96.8
福岡県	17.5
佐賀県	18.6
長崎県	834.8
熊本県	17.5
大分県	4.4
宮崎県	16.3
鹿児島県	25.9
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	863.8
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.4
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	27.5

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,516.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	439.2

青森県	612.8
岩手県	80.8
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.3
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	59.4
東京都	60.9
神奈川県	17.9
新潟県	68.6
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	35.8
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	36.8
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	63.0
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	46.0

青森県	642.4
岩手県	80.8
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.3
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	59.4
東京都	60.9
神奈川県	17.9
新潟県	68.6
富山県	17.3
石川県	34.1
福井県	22.7
静岡県	35.8
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	31.8
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	40.0
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	46.0

徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	210.7
熊本県	4.9
大分県	7.3
宮崎県	51.9
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	17.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	210.7
熊本県	4.9
大分県	7.3
宮崎県	46.9
鹿児島県	23.2
沖縄県	171.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

○国土交通省告示第二百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道５号改築工事（倶知安余市道路・北海道岩内郡共和町国富地内）

第３　起業地

１　収用の部分　北海道岩内郡共和町国富地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道５号改築工事（倶知安余市道路）」（以下「本件事業」という。）は、北海道虻田郡倶知安町字旭地内の倶知安インターチェンジ（仮称）から同道余市郡余市町登町地内の余市インターチェンジ（小樽市方面）までの延長39.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道５号（以下「本路線」という。）は、北海道函館市を起点とし、札幌市に至る延長約301kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する北海道虻田郡倶知安町、同道岩内郡共和町、同道余市郡仁木町、同郡余市町等（以下「後志地域」という。）は、メロン、すいか、ミニトマト等の生産が盛んな地域であり、これらの農産物は、主に本路線等を利用して北海道内外へ出荷されている。また、後志地域は、北海道を代表する多くの観光資源を擁するニセコ積丹小樽海岸国定公園、ニセコ観光圏等が存することなどから、本路線は、後志地域の物流及び観光を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車道部幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、雪崩等の自然災害の発生時には通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線と連絡することで、後志地域と北海道札幌市をはじめとする道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月、令和５年２月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については、環境基準等を満足するとされているほか、騒音については、工事の実施において環境基準を超える値が見られるものの、既存道路の利用を極力避けた工事用車両の運行経路の検討等の実施により影響が低減されるとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ、オオワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ニホンザリガニ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオショロコマ、ホソハンミョウ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等、情報不足として掲載されているエゾサンショウウオ等、絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているエゾヒグマその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、サルメンエビネ及びクゲヌマラン、準絶滅危惧として掲載されているヤマシャクヤク、ミズアオイ、ミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、クマタカ及びオオタカについては、建設機械の稼働、工事用車両の運行等に伴い発生する騒音等により採餌行動が阻害されるおそれがあることから、低騒音・低振動型建設機械等の採用、工事用車両の運行経路の検討等を実施することとしている。ニホンザリガニ及びエゾサンショウウオについては、生息環境の一部が消失又は改変されることから、工事施工ヤード・工事用道路の設置箇所の最小化、改変区域外への卵嚢及び個体の移設等を実施することとしている。エゾヒグマについては、移動経路の一部が分断されるおそれがあることから、ボックスカルバートの設置等による移動経路の確保及び道路への進入防止柵の設置を実施することとしている。ノダイオウ、サルメンエビネ、クゲヌマラン等については、生育環境の一部が消失又は改変されることから、改変区域外への移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、景観については、一部の眺望景観に影響があるものの、植栽による修景等の実施により影響が低減されるとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が９か所存在するが、このうち７か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２か所についても北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

倶知安インターチェンジ（仮称）から共和インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である中間ルート案、現道沿いルート案及び短絡ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、土工バランスが最も良く、施工期間が最も短く、施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

共和インターチェンジ（仮称）から仁木南インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案であるトンネル短縮現道沿いルート案、トンネル短縮ＪＲ沿いルート案及び短絡ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積、移転対象物件数及び土工バランスは中位であるものの、施工期間が最も短く、施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

仁木南インターチェンジ（仮称）から仁木インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である中間ルート案、現道沿いルート案及び短絡ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、土工バランスが最も良く、施工期間が最も短く、施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

仁木インターチェンジ（仮称）から余市インターチェンジ（小樽市方面）までの区間においては、申請案である東回りルート案、西回りルート案及び短絡ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、移転対象物件数が最も少ないこと、土工バランスが最も良く、施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、後志地域と道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、雪崩等の自然災害の発生時には通行止めが行われており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道岩内郡共和町役場

○国土交通省告示第二百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道49号改築工事（北好間改良）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県いわき市好間町北好間字清水、字槐作、字山崎、字塊坪、字権現堂、字馬喰沢、字平場及び字行人沢地内

２　使用の部分　福島県いわき市好間町北好間字槐作、字山崎、字平場及び字行人沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道49号改築工事（北好間改良）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福島県いわき市好間町北好間字清水地内から同市好間町北好間字猪ノ鼻地内までの延長2.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道49号改築工事（北好間改良）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、さらに、本体事業の施行により遮断される砂防設備の従来の機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道49号（以下「本路線」という。）は、福島県いわき市を起点とし、新潟県新潟市に至る延長約246kmの主要幹線道路である。

本路線が通過するいわき市は、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾に指定されている小名浜港を擁し、いわき好間中核工業団地等の数多くの工業団地が立地することから、東北地方で第２位の製造品出荷額を誇る工業都市であり、いわき市で生産された工業製品は、本路線や高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）等を利用して、福島県内外へ出荷されている。

また、本路線は、重さ・高さ指定道路として物流拠点（港湾・工業団地等）を連携するネットワークに位置づけられ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための物流上の重要な道路輸送網である重要物流道路に指定されているとともに、福島県地域防災計画における緊急輸送道路（第１次確保路線）にも指定されていることなどから、本路線は、福島県内陸部や福島県内外の各都市間の緊急輸送等を担う重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車道部幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、交通事故の減少が期待されるとともに、物流面・防災面等において、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年11月及び令和４年７月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については、法令により定められた基準等を満足するとされているほか、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値（以下単に「参考値」という。）を超える値が見られるものの、仮囲いの設置、散水の実施等により参考値を満足するとされている。騒音については、環境基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置及び排水性舗装の敷設により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ及びトウキョウサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているツヤキベリアオゴミムシ、キンブナ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているムカゴネコノメ、福島県レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているタカサブロウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタチシノブ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、トウキョウサンショウウオについては、生息環境に影響が生じるおそれがあることから、個体の移設を実施することとしている。タチシノブについては、本件事業の実施により生育環境の多くが改変されることから、生育適地への移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である土工ルート案及びトンネルルート案の２案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が大きく、移転対象物件数も多いものの、路線延長及び構造物延長が短く、施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は、線形不良区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、いわき市長を会長とする一般国道６号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県いわき市役所

○関東地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線及び幹線街路放射第二十五号線
三　事業施行期間　自平成十五年一月十日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第二百二十五号国分寺都市計画道路事業三・四・六号小金井国分寺線
三　事業施行期間　自平成二十五年四月十六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年関東地方整備局告示第六十七号西東京都市計画道路事業三・三・十四号新東京所沢線
三　事業施行期間　自平成三十年三月二十二日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八十五号東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号線
三　事業施行期間　自平成十七年十一月十六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第四百三十八号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成二十五年十月二十八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第四百八十号東京都市計画道路事業補助線街路第二百二十七号線
三　事業施行期間　自平成二十五年十二月五日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第九十三号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第三百五十一号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　関東地方整備局長　岩崎　福久

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第七十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十四号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
上越市柿崎区柿崎字鍋屋町七〇五一番二から同市柿崎区柿崎字大久保六八八八番一九まで	前	一三・二一～一八・〇五（メートル）
	後	六四・五〇～六六・四三（キロメートル）
上越市大字茶屋ケ原字鳥が首九六四番三から同市大字茶屋ケ原字岩の原べろ一六六九番二まで	前	四六・一一～五七・四七（メートル）
	後	九〇・四三～一一・〇八（キロメートル）
糸魚川市大字藤崎字下屋敷一一六〇番三から同市大字藤崎字下屋敷一九一番一地先まで	前	一一・三四～一二・八七（メートル）
	後	二一・一七～三六・一〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
吉野川市川島町川島字王子六五九番から同市川島町川島字王子六四九番一地先まで	前	一五・四五～二五・〇九（メートル）
	後	一五・六三～二五・〇九（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	吉野川市川島町川島字王子六五九番地先から同市川島町川島字王子六四九番一地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年三月二十四日

○四国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年四国地方整備局告示第二十四号新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線

三　事業施行期間　自平成二十年三月六日至令和八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年九州地方整備局告示第二十六号久留米小郡都市計画道路事業三・四・十九―十一号東櫛原町本町線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三十年九州地方整備局告示第二十六号の事業地のうち福岡県久留米市諏訪野町地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	都城市上川東四丁目二号一二番一から同市上川東三丁目一号一番まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年三月二十四日

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	鹿児島市吉野町九七〇〇番一二から同市吉野町九六九八番五まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年三月二十四日

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十二号
(三) 占用を制限する区域　吉野川市川島町川島字王子六五九番地先から同市川島町川島字王子六四九番一地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	三号
(三) 占用を制限する区域	熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字沖田六七番六から同町大字岩城字浜崎二一二三番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年三月二十五日
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十号
(三) 占用を制限する区域	大分市大字神崎字浪掛一二六九番一から同市大字神崎字梶原一二二四番三まで 大分市大字鴛野字笹越五四番から同市大字旦野原字山ノ口一〇一五番一まで 大分市大字鴛野字笹越五四番から同市大字旦野原字山ノ口一〇一三番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年三月二十五日
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十号
(三) 占用を制限する区域	佐伯市弥生大字江良字椎ノ木元一五九番一まで 佐伯市弥生大字江良字椎ノ木元一五五番一から同市弥生大字江良字椎ノ木元
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年三月二十五日
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
大分県玖珠郡九重町大字後野上字西一四一番二地内	
大分県玖珠郡九重町大字野上字平家山四三〇二番一地内	
大分県玖珠郡九重町大字野上字樫原四一二四番一から同町大字野上字樫原四二五番一まで	
大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番八六から同町大字野上字藤ノ尾四〇七四番四二まで	
大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番四二から同町大字野上字湯牟田三九〇三番一八まで	
由布市湯布院町川西字ユム田一二五一番一地内	
由布市庄内町機木字山本二五一番三から同市庄内町機木字馬地一九八番二まで	
由布市庄内町大龍字原口二一八八番一から同市庄内町大龍字台二〇六七番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十五日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県横編ニット製造業最低工賃（令和４年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年３月24日　福島労働局長　井口　真嘉

福島県横編ニット製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福島県の区域内で横編ニット製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　手動編機による編立ての業務　次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格 そで 長さ	規格 そで 種類	規格 編み方	規格 糸の種類	規格 2.54センチメートル当たりの針の本数	規格 サイズ	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	789円
		長そで						940円
	丸首無地カーディガン	半そで						937円
		長そで						1,101円

(2)　リンキングミシンによるかがりの業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格 そで 長さ	規格 そで 種類	規格 編み方	規格 糸の種類	規格 2.54センチメートル当たりの針の本数	規格 サイズ	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	襟、肩、そで及びわき	282円
		長そで							312円
	丸首無地カーディガン	半そで							446円
		長そで							495円

(3)　オーバーロックミシンによる縫製の業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格 そで 長さ	規格 そで 種類	規格 編み方	規格 糸の種類	規格 2.54センチメートル当たりの針の本数	規格 サイズ	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	肩、そでわき及びそで口（襟を除く）	92円
		長そで							106円
	丸首無地カーディガン	半そで							118円
		長そで							131円

(4)　手かがり（糸始末を含む）の業務　次の表の品目欄、2.54センチメートル当たりの針の本数欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		2.54センチメートル当たりの針の本数	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー又は丸首無地カーディガン	7	襟、そで及びすそ	167円

4　効力発生の日　令和７年５月１日